

# 盛土規制法 申請手続方法説明会

愛媛県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年5月23日（松山市はR6.10.1 指定済）に県内の行政区域全域が規制区域に指定されました。許可又は届出対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可又は届出が必要となります。

この申請手続方法について、集客&ライブ配信による説明会を開催します。受講希望の方は、事前申込みをお願いいたします。

開催日時 **令和7年8月28日(木) 13:30**（約1時間を予定）  
受講対象 愛媛県宅建協会会員 **もちろん従業者もOK!**  
会場 愛媛不動産会館 4階 会議室  
定員 会場受講 40名（先着順 1業者2名まで）  
Web受講 約300名

## プログラム

13:00 (会場) 受付開始 (Web) 入室開始  
13:30 開会 講師：愛媛県担当者  
質疑応答もあります。  
※ Webの方は音声（要マイク）かチャットにて。  
14:30 閉会（予定）



**申込〆切日 8月22日(金) 17:00**

お申込み方法と受講までの流れ

<Web 受講希望の方> メール の 件名 に「受講希望」、メール本文に「商号、所属地区、免許番号、受講者名（複数名可）」をご記入の上、ws-morido@ehime-takken.or.jp宛てお申し込みください。開催日近くに、メールでご案内いたします。

<会場受講希望の方> ※ 先着順のため定員になり次第、締め切ります。  
以下「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAX(089-943-2364)にてお申込み下さい。お申込み後、宅建協会よりFAXにて結果をご連絡いたします。

## 「 受 講 申 込 書 」

商号		所属地区	
免許番号		TEL&FAX	/
受講者名	(1社2名まで)		

※ 会館には1階と西側に駐車場があり、詰め込みでご利用いただくこととなりますが、満車になる可能性があります。その際は近隣の駐車場や公共交通機関をご利用下さい。  
※ 申込〆切日以降のFAX・メールでのお問合せには対応できない場合がありますので、お電話（089-943-2184）にて確認をお願い致します。